



第4号様式

流 秘 第230号
令和6年3月14日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部秘書広報課	指摘	消耗品の購入に際し、見積書の徴取及び支出負担行為票の起票前に発注し、相手方からの関係書類未提出により納品日から1か月が経過していた。支払事務の改善を図り、適正な執行をされたい。	主担当者を含め複数名で見積書の徴取及び支出負担行為票の起票の確認を行うほか、適正に事業者に対して関係書類の提出を促します。
総合政策部秘書広報課	意見	切手等受払簿の記載に誤りや漏れがあったため、保有数量と台帳に差異が生じていた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	切手やはがきは、換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性があることから、購入や使用の都度、台帳と現物の確認を複数名で行い、差異が生じないように管理します。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。